

災害時における応急対策業務の応援に関する協定書

大子町（以下「甲」という。）と株式会社日本ウォーターテックス（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等の発生により大子町民のライフラインとしての水道施設が被災した場合に、甲が実施する応急対策業務のため、甲が乙に要請する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において実施する応急対策業務に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応援を要請することができる。

（応援要請の手続）

第3条 前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにした応援要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援業務の内容
- (3) 必要とする人員
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に必要な事項

（応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員及び機材を出動させ、甲が行う応急対策業務に協力するものとする。

（応援業務）

第5条 乙が行う応援業務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 広報活動
- (3) 電話対応

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(報告)

第6条 乙は、この協定による応援業務に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 この協定に基づいて乙の行った応援業務に要した燃料、高速道路料金その他の実費については、甲が負担するものとする。ただし、「水道事業窓口受付等包括的業務委託」の委託契約に基づく業務時間内における費用負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

2 乙は、甲が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、甲から申出があった場合は、一時その費用を立替支弁するものとする。

(労務補償)

第8条 乙の従業員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における労災補償は、乙の加入する労働者災害補償保険によるものとし、同保険の適用がないときは、甲及び乙が協議の上、補償するものとする。

(連絡担当者)

第9条 甲及び乙は、この協定に関して連絡担当者を定めるものとし、災害等が発生した際には、速やかに連絡を取り合うものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報を交換するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この協定に関し、知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。また、この協定が終了した後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定を終了する旨の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を継続するものとし、以降もまた同様とする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年5月31日

甲 茨城県久慈郡大子町大字大子866番地

大子町長 高 梨 哲 彦

乙 埼玉県幸手市緑台一丁目19番11号
株式会社日本ウォーターテックス

代表取締役 佐 藤 亮